

一般 県道	部 田 見 木 葉 線	玉名郡玉東町大字原倉字大道下 349番20地先から 同 所 同 字 同 番 地先まで	前	6.0 ～ 6.8	24.8	工 事 用 迂 回 路 設 置
			後	6.0 ～ 7.5		
"	"	玉名郡玉東町大字原倉字大道下 349番16地先から 同 所 同 字 同 番 地先まで	前	7.0 ～ 9.0	33.0	"
			後	7.0 ～ 12.0		

2 区域変更する期日 平成15年10月17日

熊本県告示第1022号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成15年10月17日から60日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成15年10月17日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域変更する区間等

道路の種類	路線名	区域変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般 国道	221号	人吉市下漆田町字高松 1634番67地先から 同 所 同 字 同 番 地先まで	前	12.5 ～ 46.0	58.0	区域編入
			後	21.0 ～ 46.0		

2 区域変更する期日 平成15年10月17日

熊本県告示第1023号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成15年10月17日から60日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成15年10月17日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路線名	供用開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	益城菊陽線	上益城郡益城町大字惣領字光堀 1666番地先から 同 所 字南野稲迫 1667番地先まで	67.1	緊道整

2 供用開始する期日 平成15年10月17日

熊本県告示第1024号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成15年10月17日から60日間、熊本県土木部道路総務課において

一般の縦覧に供する。

平成15年10月17日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 す る 区 間	延 長 (メートル)	備 考
主要地方道	益城矢部線	上益城郡御船町大字田代字九折 8155番1地先から 同 所 大字北中島字下鶴 3502番3地先まで	78.0	地道改

2 供用開始する期日 平成15年10月17日

熊本県告示第1025号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成15年10月17日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【訪問介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事 業 者 名	指 定 年 月 日
真心訪問介護事業所 熊本市細工町二丁目39番地	有限会社真心	平成15年10月8日

熊本県告示第1026号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により指定居宅介護支援事業所を次のとおり指定した。

平成15年10月17日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【訪問介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事 業 者 名	指 定 年 月 日
居宅介護支援事業所 ふれあい 熊本市水前寺一丁目11番22号	有限会社 エリア管理サービス	平成15年10月1日

熊本県告示第1027号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画変更を認可したので、同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成15年10月17日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 施行者の名称 益城町
- 2 都市計画事業の種類及び名称 熊本都市計画下水道事業 益城公共下水道
- 3 事業計画
 - (1) 収用の部分
変更なし。
 - (2) 使用の部分
変更なし。
- 4 事業施行期間
昭和61年3月15日から平成21年3月31日まで

公 告

熊本県公告第712号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項及び熊本県都市計画公聴会規則（昭和45年熊本県規則第47号）第2条の規定に基づき、阿蘇都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（阿蘇都市計画区域マスタープラン）に関する公聴会を次のとおり開催する。

平成15年10月17日

熊本県知事 潮 谷 義 子